

2020年5月15日

お客様各位

豊田信用金庫

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたお客様に対する 「融資条件変更手数料」の免除についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

今般、当金庫では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたお客様を対象に、下記の通り融資条件変更手数料の免除をさせていただくこととしましたのでお知らせ致します。

当金庫では、各店舗に「新型コロナウイルス関連融資窓口」を設置し、また、休日相談も実施しております。新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けたお客様のご融資やご返済に関するご相談に迅速に対応してまいりますので、ご遠慮なくお取引店にご相談ください。

記

1. 対象となるお客様

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けたお客様

2. 免除対象となる条件変更

- (1) 証書貸付（事業資金・住宅ローン・消費者ローン）の返済額軽減
- (2) 証書貸付（事業資金・住宅ローン・消費者ローン）の返済期限延長

3. 取扱期間

令和2年5月15日（金）から当面の間

終了時期につきましては、別途ホームページでお知らせします。

以上